

特別養護老人ホーム ケアポート板橋

隅田 仁美(居宅 / 介護支援専門員)

功 績 難病(脊髄小脳変性症)の次男と2人暮らしのご利用者。次男のたばこ代・酒代・カードローン・通販のサプリメント購入・入院費の未納の影響で、R7.2月頃から家賃滞納、公共料金の督促状が届く。本人必要な介護サービスが受けられず、日常生活にも影響が出ていたケース。

ご本人だけではなく息子さんの権利擁護も同時に行い、ご本人はケアポート板橋へ入所。息子さんも生活保護の受給、引っ越しを完了することができ、住み慣れた地域で安心して過ごせる環境を作ることができた功績。

推薦者氏名 滝本淳(居宅/管理者)

推薦理由 介護支援専門員としてのアセスメント力・リスクマネジメント力を存分に発揮し、ご利用者のみならず、難病の介護者のアセスメントを行い、「家族支援」の観点から多職種と連携し介護者の権利を守ることができた。

また、介護者の金銭搾取を疑い、ご利用者の「安全」を第一に考え無事確保できただけでなく、多職種と同時連携し、スピード感を持ってご利用者及びご家族の「生活」を安定させ、「権利を守る」ことができたことは、ケアマネジメントの手本であると考えます。

内 容

隅田(勤続22年)の担当するご利用者は、難病(脊髄小脳変性症)を抱える次男と2人暮らしであり、R7.2月頃より家賃滞納、公共料金の督促状が届くなど、多くの生活課題を抱えたケースでした。次男のたばこ代・酒代・カードローン・通販のサプリメント購入・入院費の未納の影響にて、本来ご利用者本人に必要な介護サービスが経済的問題にて受けられず、日常生活にも影響が出ている状況でした。

4月に入り夏日となる気候の中、自宅での生活を継続した場合、公共料金の未納によりエアコンが使用できなくなることも予測。熱中症のリスクが高いと判断し、事前に舟渡ショートステイの相談員と連携。いつでもサービス利用可能な状況で準備しておりました。

また、次男の金銭搾取を疑い、2人を世帯分離する必要があると判断。他包括及び権利擁護センターと連携し、区長申し立てにより成年後見制度の申請を実施。後見人も無事任命され、後見人と連携し特養(ケアポート板橋)の申請を行う入所が決定する。

次男については、金銭管理ができず自分で銀行に行き口座から現金を引き落とし、全額使ってしまうなど、生活状況は変わらない。住まいの大家からは退去を宣告されており、地方裁判所からの勧告も出ている状況。次男の権利擁護についても他包括と同時進行で連携を図りその結果、次男は生活保護受給が決定。

無事新しい住まいに引っ越すことができた。

【連携】

- ・板橋権利擁護センター ケースワーカー
- ・高島平地域包括支援センター 社会福祉士・CM